

別紙

判定基準（所得要件）について

申込者の生計維持者（裏面参照）の令和6年中の収入に基づく、令和7年度住民税課税情報により算出された「貸与額算定基準額」が「189,400円」以下であること。

貸与額算定基準額は、以下の通知書を見ながら「貸与額算定基準額算出方法」により計算します。

※住民税の納税(税額)通知書は2種類あります。

◆ 特別徴収（給与天引き）で納める方（←5月中旬頃に会社から届きます）

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税・特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）」

5月月中旬発行

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税・特別徴収額の決定・変更 通知書（納税義務者用）									
所得	給与収入	主たる給与	農業	不動産	利子	配当	給与	総所得③	①
	給与所得	主たる給与以外の合算	農業	不動産	利子	配当	給与	総所得③	②
その他	所得区分								
	総所得額①								
標準	離婚	山林所得	分離短期譲渡					税額控除前所得割額④	納付額
	控除	分離長期譲渡						税額控除額⑤	6月分
	標準	株式等の譲渡						所得割額⑥	7月分
	標準	上場株式等の配当等						均等割額⑦	8月分
	標準	先物取引							
	標準	(摘要)							

◆普通徴収（口座振替・納付書）で納める方（←6月中旬頃に市役所から届きます）

「市民税・県民税・森林環境税 税額決定兼変更通知書」

6月15日発行

市民税・県民税・森林環境税 税額決定兼変更通知書 市民税・県民税・森林環境税の明細（2）									
合計	課税標準額	市民税	県民税	国税	(円)				
	総合課税	①							
土地等の事業・雑									
短期譲渡									
長期一般									
長期優良・居住									
配当・株式・先物									
山林									
小計	③								
調整控除額	④	②							
配当控除額等	⑤								
住宅借入金等特別税額控除額	⑥								
寄付金税額控除額	⑦								
外国税額控除額	⑧								
配当割額又は株式等譲渡所得割の控除額	⑨								
定期額減税額	⑩								
所得割額((3)-(4)-(5)-(6)-(7)-(8)-(9)-(10))	⑪								
均等割額	⑫								
森林環境税	⑬								

所得割から控除することができなかった配当割額または
株式等譲渡所得割額の控除額がある場合の充当額または委託納付額

期別	本来の税額	充当額または委託納付額	充当または委託納付額の税額
第1期			
第2期			
第3期			
第4期			
随時			

※不明な点がございましたら、試算することができますので、運転免許証等の本人確認ができるものをお持ちになり学校教育課窓口（笛神支所内）へお越しください。

【生計維持者となる人の例】

I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※父母が無職無収入の場合でも生計維持者となります。
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	※以下のような場合でも父母（2名）が生計維持者となります。 ・あなた自身のアルバイト収入で生計を立てている場合 ・父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している場合 等
II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、一切の支援を得られない）	あなたの生活を支援する父又は母（1名）
III 父母が離婚		生計維持者
1	父母が離婚し、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居している父又は母（1名） ※あなたと別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は2名になります。
2	父母が離婚後、再婚（事実婚含む）している	父または母と再婚相手（2名）
IV 父母と死別又は意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（1名）
2	父母と死別し、親族から支援を受けていながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通ができる父又は母（1名） ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含まれません。
V あなたが生計維持者となる場合（独立生計者）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	あなた（1名） ※左記に該当する場合、父母の有無にかかわらず、あなた（1名）が生計維持者となります。
2	あなたが結婚しており、あなたが納税手続きにおいて配偶者を扶養している	あなた（1名）

注) 生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合、事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

生計維持者を誤って申告して認定した場合、認定が取り消されることがあります。

【貸与額算定基準額算出方法】

この用紙はご家族で所得要件を確認するための
ものです。提出書類ではありません。

1 所得金額を算出します

生計維持者	住民税の 課税標準額 ①	市町村民税 調整控除額 ②	計算式 「①×6% - ②」	所得金額 (100円未満切捨)
1人目 (A)				円
2人目 (B)				円
合計 ①				円

※市町村民税所得割が非課税の人は、貸与額算定基準額が0円となります。

2 特別控除額を算出します

当てはまるものを記入してください。(R8.4.1現在)

控除	控除額	控除金額
□ 多子控除	2人を超える(3人以上)扶養している子どもの人数 × 40,000円 ※	円
□ ひとり親控除	40,000円	円
□ 私立自宅外控除	22,000円 ※自宅外通学の基準は下記表参照	円
合計 ②		円

※生計維持者が3人の子どもを扶養している場合の控除額は、(3-2)人×40,000円=40,000円となります。

※「自宅外通学」とは、以下アからオのいずれかに該当し、かつ奨学生が生計維持者のもとを離れて、
奨学生もしくは生活維持者が家賃を支払って生活している状態のこと。

- ア. 実家から大学等までの通学距離が片道60km以上(目安)
- イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
- エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下(目安)
- オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

3 貸与算定基準額と基準額を比較します

所得金額 ①	円
特別控除額 ②	円
貸与額算定基準額 ① - ②	円
≤	基準額 189,400円